

商工業者への家賃補助（後期）

～ 制度概要 ～

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている商工業事業者の事業継続を下支えするため、家賃への補助を実施します。

● 対象者

対象期間中のいずれかの月の売上が前年同月に比して 15%以上減少した村内の商工業事業者

※村内の中小企業の内、農林業の個人事業主を除く全業種が対象

● 補助額

補助対象者が支払う家賃の 1 / 2 以内

（ただし、補助上限は一月当たり 10 万円とする。）

● 対象期間

令和 2 年 4 月から 9 月までの連続する 3 カ月間

令和 2 年 10 月から令和 3 年 2 月までの連続する 3 カ月間

● 申請期限

令和 3 年 3 月 15 日（月）

● 申請窓口（問い合わせ先）

役場 3 階 総務企画課 地域振興班 Tel: 4 2 - 2 1 1 1 (内線 172)

● その他

申請に係る様式や本事業の要綱については、村ホームページ及び申請窓口
に設置しています。

（交付申請書の関係書類について）

- ・「減少を比較する月の売上が確認できる書類」とは、該当月の帳簿の写し等でも可とし、任意様式とする。
- ・「前年同月の売上が確認できる書類」とは、確定申告書や決算書の月別の売上が確認できるものとする。